



平成19年9月28日

交通環境対策アクションプランについて

九州運輸局は、九州地域における交通部門に起因する様々な環境問題への対策を取りまとめた「平成19年度九州運輸局交通環境対策アクションプラン」を策定（平成19年9月28日）しました。

これは、九州地域における交通環境対策に係る具体的な施策を明らかにし、総合的かつ積極的な取組みを進めていくため、平成18年度取組みのフォローアップを行ない策定したものです。

地球温暖化をはじめとする今日の環境問題に対し、九州運輸局は交通環境対策を積極的に推進していきます。

なお、本アクションプランの概要は別紙のとおりです。

< 問い合わせ先 >

九州運輸局交通環境部環境課

担当：福元・田中

電話 092 - 472 - 2330

平成19年度九州運輸局交通環境対策アクションプランの概要

平成19年9月28日
九州運輸局交通環境部

下線部分は新規施策等を表している。

1. 地球温暖化対策に対する取り組み

(1) エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律(改正省エネ法)の施行後の取組み

一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者(特定輸送事業者)について、省エネ計画の作成及びエネルギー使用量等の定期報告書の提出を求め、実態調査を実施する。

(2) 自動車交通対策

低公害車の普及促進

2010年度までの九州地区における二酸化炭素の削減量を、全国比で1割を達成することを目指し、このために、九州低公害車普及推進協議会、九州エコトラック推進協議会等の場を活用し、自治体、運輸事業者へ、CNG車等の低公害車の導入を働きかけるとともに、広く国民に自動車グリーン税制の周知を図り、一層の普及を促進する。

エコドライブの推進等

アイドリングストップ等の環境に配慮した運転を啓発するため、昨年に引き続き指宿地区において、レンタカーでの燃費コンテストを実施し、エコドライブの普及を推進する。

交通と環境の問題を広く国民に情報提供するとともに、環境負荷の小さい交通体系を支える国民意識を醸成するために、交通エコロジー教室を開催する。

グリーン経営の推進

中小規模事業者が大半の海・陸交通関係事業者が、国際規格ISO14001に代わって、費用面で容易に取り組み、環境対策を進められる、グリーン経営を推進する。

交通流対策

バスの定時性を確保し、運行状況を的確に提供することにより公共交通機関の利用促進と環境負荷の低減を図るため、ITS(高度道路交通システム)やPTPS(公共車両優先システム)の推進及び鉄道の立体交差化事業等を進める。

(3) 環境負荷の小さい交通体系の構築

物流の効率化・モーダルシフト等

「グリーン物流パートナーシップ会議」において選定される、荷主と物流事業者のパートナーシップによる物流の効率化によりCO2排出量を削減し、かつ、新規性のある「モデル事業」、「普及事業」、プロジェクト創成を支援する「ソフト支援事業」に対する補助制度を活用して、グリーン物流の推進を図る。

）共同集配事業の成功例として全国に知られている、福岡市天神地区、熊本市街地区における共同集配事業について、一層の支援措置を講じる。

公共交通機関の利用促進

）九州新幹線鹿児島ルートの新八代～鹿児島間が開通したが、九州の骨格となる広域交通機関の整備により地域の活性化を図るため、九州新幹線鹿児島ルート博多～新八代間についても、整備を推進する。

）公共交通のバリアフリー化を推進するとともに、交通混雑による環境問題への対応を図るため、低床式路面電車システム（LRT）の整備を支援する。

）第3セクター鉄道の経営効率化や離島航路の活性化等の個別プロジェクトについて、九州運輸局が中心となって、具体的な方策と関係者の役割分担を明確にした行動計画である、「公共交通活性化総合プログラム」等の策定及び、各県の「バス活性化委員会」「自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業」「地域バス交通活性化事業」補助制度を通して、公共交通機関の利用促進を図る。

）地球温暖化防止対策の取り組みの一環として、通勤、買い物等へのマイカー使用抑制とともに公共交通機関の利用推進を図るため、平成17年に設置した「九州地域公共交通利用推進等マネジメント協議会」を活用し、企業におけるマイカー通勤や買い物へのマイカー利用から公共交通への利用転換を図るため、企業・交通事業者と連携した公共交通利用推進方策を検討、実施する。

EST（環境的に持続可能な交通）モデル事業の推進

「国土交通省環境行動計画」において推進していくこととしている「EST（環境的に持続可能な交通）モデル事業」について、国の施策展開に合わせて、実施案件の掘出し等を行っていく。

2．排気ガスによる大気汚染等の道路交通環境問題

自動車運送事業者に対し、計画的かつ継続的なエコドライブの実施と運行状況の評価及び指導を一体的に行う取組み（エコドライブ管理システム（EMS））の構築・普及に向けた支援をするとともに、関係者の自主的な取組みを強化する。

3．循環型社会の形成に向けた取組み

循環型社会実現のために、自動車リサイクル及びFRP船リサイクルに積極的に取り組むとともに、リサイクルを支えるための静脈物流システムの構築を推進する。

4．海洋汚染対策等

海難事故による海洋汚染を防止するため、海上交通監査やポートステートコントロールにより、船舶の安全運航の指導を強化する。また、「船舶油濁損害賠償保障法」に基づき、船主責任保険未加入船の入港を阻止するため、外国船舶に対する立入検査を積極的に行なって

行く。

5 . 不法改造車対策の推進

近年の交通事故状況は依然として厳しく、不正改造車による暴走行為や過積載等は、道路秩序の混乱だけでなく、住民の心身の健康に及ぼす影響は甚大であり、放置できない状況になっている。整備命令や使用停止処分だけでなく自動車ユーザーや整備事業者等に対し安全性に対する認識の重要性を啓発し、不正改造車排除運動を推進する。

6 . 環境保全・交通バリアフリー等表彰の実施

環境月間である6月に、環境負荷の少ない事業経営及び環境保全又は交通バリアフリー化等に特に優れた取り組みを行っている事業者等を表彰する。

7 . 九州運輸局の率先的な取り組み

「国土交通省環境行動計画」において、国土交通省は、市場に参画する相当の規模を有する主体として、グリーン購入等を始めとする率先的な取り組みを強化することとしているが、九州運輸局においても、目標を設定し、その達成のために、次の措置を講じる。

- (1) 自動車の効率的運用により、燃料消費量を削減する。
- (2) O A 機器、家電製品、照明等を省エネルギー型のものに計画的に更新する。
- (3) 資料の簡素化、電子媒体での提供、両面印刷等の徹底を図り、用紙類の使用量を削減する。
- (4) 再生紙等の再生品の積極的活用を図る。

以 上